

憲法を学問するIX

司法の消極性と積極性 ～違憲審査のLegitimacy～

日程 2025年11月22日(土)～23日(日)

会場 大学セミナーハウス (東京都八王子市下柚木1987-1)



蟻川 恒正
日本大学大学院
法務研究科教授



石川 健治
東京大学
法学部教授



木村 草太
東京都立大学
法学部教授



宍戸 常寿
東京大学
法学部教授

開催趣旨

「憲法を学問するII」以来、久方ぶりに、「判例」をテーマに採り上げることになった。当時、4人の講師がそれぞれの判例解釈方法論の違いについて討論するパネル・ディスカッションを、フロアで聴いていた樋口陽一教授が思わず立ち上がり、「いま、歴史に残るような議論が行われているんですよ、皆さん!」と発言されたことは、記憶に新しい。「歴史的な議論」とは過褒の言であるが、合宿セミナーならではの率直な議論の応酬は、講師それぞれにとって学ぶところ多く、心地の良い体験であった。アンケートをみる限りでは、参加者のみなさんにとっても、知的興奮をよぶ時間になったようである。

さて、今回の趣向は、「裁判官」である。前回の二番煎じにならぬよう、講師の間で討論をした結果、おのずから主題として浮かび上がってきた。戦後日本では、違憲審査制を採用しながらも、裁判官が民主的正統性を欠くために消極的な姿勢が目立ち、「顔のない裁判所」と呼ばれてきた。しかし、「トランプのアメリカ」にみられるように、混迷がめだつ海外の裁判所を尻目に、日本の裁判所は近年、着実に成果を挙げ始めているようにみえる。世界の立憲主義における「周回遅れのフロント・ランナー」になる日も近いのかもしれない。

かつて日本の最高裁を憲法判断積極主義かつ違憲判断消極主義と評した名著「司法の積極性と消極性」の著者も、現在では、「職業裁判官を担い手とする下級審の判断をきっかけとして憲法の意味が示されるという名誉ある実験」に注目している。その際、成功の軌跡を仔細に検討すると、当該事件が係属した小法廷には、必ず注目すべき裁判官がいて重要な役割を果たしていることがわかる。今回の「憲法を学問するIX」では、講師がおのおの注目する「裁判官」を具体的に念頭におきつつ、各々の主題を設定した。誰が念頭におかれているかは、フタを開けてみてのお楽しみ、というところである。

(「憲法を学問する」企画委員長 石川健治)

樋口 陽一先生特別講義 *録画(事前視聴)予定

対象: 大学生(大学院生含む) および社会人

定員: 50名

参加費: 協力会員校 8,000円

※講師ゼミ生は、会員校と同じ

一般校 10,000円

社会人 17,000円

※参加費には宿泊費・食事費・消費税を含みます

テキスト【憲法 第5版】樋口陽一著

読んでみてください。

申込方法: 大学セミナーハウスHPのセミナー申込フォーム
よりお申込みいただきます。

募集締切: 2025年11月7日(金)

お問合せ先: 大学セミナーハウス・セミナー事業部

TEL 042-676-8512(直)/FAX 042-676-1220

Email seminar@seminarhouse.or.jp

URL <https://iush.jp/seminar/2025/09/636/>



主催 公益財団法人大学セミナーハウス

分科会

第1分科会

「行政法学者の立憲主義」

石川 健治（東京大学 法学部教授）

歴代の学者出身判事には、行政法学者が選ばれることが少なくなく、（御本人は職業裁判官としての自意識をおもちだったにせよ）京都大学や筑波大学・成蹊大学で行政法を講じた園部逸夫判事をカウントすれば、私の研究者人生を通じて、最高裁の第3小法廷にはコンスタントに行政法学者がいたことになる。けれども、「法律による行政」の原理の実現に半生をかけてきた行政法学者が、憲法解釈論のイデオロムに習熟しているとは、必ずしもいえない。日本公法学会という同一の学会を構成し、少なくとも年に一度は相互乗り入れの機会をもっているとはいえ、憲法学と行政法学にはカルチャーの違いがある。なぜ2つの公法学にはカルチャーの違いが存在するのか？そうしたなか、憲法問題に直面した行政法学出身の裁判官は、どのようにふるまってきたのか？それを、具体的な最高裁判例を取り上げながら、一緒に考えてみようというのが、本分科会の狙いである。

第3分科会

「救済する司法」

穴戸 常寿（東京大学 法学部教授）

人権の最後の砦、弱者を守る法の番人としての役割が、裁判所には期待されています。その反面、まさに憲法の定める国家権力である「司法」として、裁判所の働きには制約が伴います。このような人権救済の限界への意識は、優れた職業裁判官ほど、強く感じているようです。この矛盾は、裁判所に違憲審査権が認められるのは何のためか、救済のための道具立てが不十分でないかなどといった、憲法訴訟の根幹に関わる問題です。一票の較差、夫婦別姓事件、性同一性障害特例法事件などの近時の最高裁の個別意見から、そうした課題を乗り越えて救済を実現しようとする、法律家らしい議論を捉えて、議論してみたいと思います。

分科会：申込フォームにご希望の分科会を第3希望までご選択ください。
ただし、ご希望に添えない場合もございますことをご了承ください。

第2分科会

「精神的自由と客観法原則」

蟻川 恒正（日本大学大学院 法務研究科教授）

司法の消極性と積極性という主題を日本の最高裁に即して検討する場合、精神的自由の領域の裁判例を取り上げることは、一つの重要な切り口になると思われる。

例えば、精神的自由にかかわる論点のなかでも、最高裁が、どのような論点に対して厳しい審査で臨み、どのような論点に対して緩やかな審査にとどめているかを問い、その差異をもたらしているものが何かを探ると、近時その「活性化」が指摘されることが多い最高裁の司法審査の動向の基底にあるものに迫ることができるかもしれない。

なお、考察を進めるに当たり、本分科会は、「主観的権利」と「客観法原則」という対抗概念を分析の座標軸として援用することを（目下のところ）考えている。

第4分科会

「家族と自然」

木村 草太（東京都立大学 法学部教授）

この分科会では、憲法問題としての家族を扱います。フランス1791年憲法、そしてそれに続く欧州の諸憲法は、家族についての規定を設けました。1919年のワイマール憲法、1947年の日本国憲法もまた、家族規定を持っています。これらが何のための規定なのか。最新の最高裁判例のテキストを素材に掘り下げます。

この分科会のもう一つのテーマが、「制度と自然」です。憲法上の権利の中には、憲法以前から存在する人権のように見えるのに、法律で法制度を創設しないと存在し得ない権利があります。その謎めいた権利を、どう整理すべきなのか。みなさんと一緒に考えましょう。

プログラム

11月22日（土） 1日目

12:50	受付
13:20~13:30	開会
13:30~15:00	【講師パネルディスカッション】
15:00~15:30	オリエンテーション
15:30~18:00	【分科会1】
18:00~	夕食・フリートーク

11月23日（日） 2日目

7:30~	朝食
9:00~10:30	【分科会2】
10:30~12:00	【分科会報告】
12:00~13:00	昼食
13:00~15:00	【総括討論・質疑応答】
15:10~	閉会・解散

「憲法を学問する」企画委員

石川 健治（東京大学 法学部教授）委員長、
蟻川 恒正（日本大学大学院 法務研究科教授）
穴戸 常寿（東京大学 法学部教授）、
木村 草太（東京都立大学 法学部教授）

出会いの丘へようこそ



大学セミナーハウス

INTER-UNIVERSITY SEMINAR HOUSE



60th ANNIVERSARY